

## 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が自己のために受ける事務所用建物の所有権の取得登記等に係る非課税の適用を受けるために登記申請書に添付する書類を定めることとする。(第4条の5関係)
- 2 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)